

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第58号 2019年4月

HEADLINE

本号では、当財団が共催し、2019年1月25日（金）に法務省で行われました「ミャンマー土地登録法制共同研究公開セミナー－ヤンゴンの発展と不動産登録法制－」を取り上げました。

法務省法務総合研究所が、ミャンマー関係者を招へいして、ミャンマーの土地登録法制に関する共同研究を実施した機会をとらえ、「ミャンマー土地登録法制共同研究公開セミナー－ヤンゴンの発展と不動産登録法制－」を開催しました。第1部においてはミャンマー連邦共和国建設省都市住宅開発局副部長トゥン・ミン・アウン氏とヤンゴン市開発委員会地理情報システム課課長補佐オウン・マー・ミン氏が、ヤンゴンの拡大に伴う不動産登録法制の変遷と現状について講演し、第2部では第1部の講演並びに共同研究での議論を踏まえつつ、ヤンゴンの不動産登録法制の課題についてディスカッションが行われ、ビジネス関係者を含め、約50名が参加しました。

（目次）

| | |
|--|---|
| 開会挨拶 大場 亮太郎（法務省法務総合研究所長） | 2 |
| 第1部 講演「ヤンゴンの拡大に伴う不動産登録法制の変遷と現状」 | 3 |
| トゥン・ミン・アウン（ミャンマー連邦共和国建設省都市住宅開発局副部長） | |
| オウン・マー・ミン（ヤンゴン市開発委員会地理情報システム課課長補佐） | |
| 第2部 パネルディスカッション「ヤンゴンの不動産登録法制の課題について」 | 8 |
| モデレーター： 大西 宏道（法務総合研究所国際協力部教官） | |
| パネリスト：テイ・アウン（ミャンマー連邦共和国建設省都市住宅開発局部長） | |
| トゥン・ミン・アウン（ミャンマー連邦共和国建設省都市住宅開発局副部長） | |
| カイン・モー・ニユン（ヤンゴン市開発委員会都市計画及び土地管理部副部長） | |
| 小野 伸秋（日本土地家屋調査士会連合会副会長） | |
| 渡部 吉俊（法務省大臣官房国際課法務専門官） | |

開会挨拶

大場 亮太郎（法務省法務総合研究所長）

ミャンマー土地登録法制共同研究公開セミナーの開催に当たり、一言挨拶を申し上げます。

本日は、皆様大変お忙しい中、多くの方に参集いただき、誠にありがとうございます。

また、ミャンマー連邦共和国建設省都市住宅開発局部長テイ・アウン様を始め、ミャンマーからおいでいただいた皆様には、遠路はるばるお越しいただき感謝を申し上げます。

法務総合研究所国際協力部では、JICAや公益財団法人国際民商事法センターなどの関係機関の皆様のご協力をいただき、ミャンマーに対する法制度整備支援を行っておりますが、それとともに、昨年度から、ミャンマーの不動産登録法制に関する調査研究を行っております。本日お越しの日本土地家屋調査士会連合会の皆様には、日頃より調査研究活動にご協力をいただき感謝を申し上げます。

この調査・研究をさらに充実したものにすべく、今回、ミャンマーの関係者の方々をわが国にお招きして土地登録法制に関する共同研究を実施しており、本日のセミナーはこの共同研究の締めくくりとなるものです。

第1部においては、ミャンマー連邦共和国建設省都市住宅開発局副部長のトゥン・ミン・アウンさん、ヤンゴン市開発委員会地理情報システム課課長補佐のオウン・マー・ミンさんから、ヤンゴンの拡大に伴う不動産登録法制の変遷と現状についてご講演をいただきます。第2部では第1部の講演や今回の共同研究での議論を踏まえつつ、ヤンゴンの不動産登録法制の課題についてディスカッションをしていただくことになっています。本セミナーにはビジネス関係の方々をはじめ、多くの皆さまにご参加いただいておりますが、ミャンマーの主要都市であるヤンゴンの不動産登録法制に関する理解を深める一助となれば幸いです。

最後になりますが、本共同研究及び本セミナーは、公益財団法人国際民商事法センター様より多大なるご支援を頂戴しておりますことに深く感謝を申し上げます。本セミナーが日本とミャンマーの双方にとって意義深いものとなりますことを心から祈念して、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（司会） 大場様、ありがとうございました。それでは、第1部に入ります。第1部では「ヤンゴンの拡大に伴う不動産登録法制の変遷と現状」というテーマで、ミャンマーのお二人にご講演をいただきます。お一人目は、ミャンマー連邦共和国建設省都市住宅開発局副部長のトゥン・ミン・アウン様です。

第1部 講演「ヤンゴンの拡大に伴う不動産登録法制の変遷と現状」

トウン・ミイン・アウン（ミャンマー連邦共和国建設省都市住宅開発局副部長）

オウン・マー・ミイン（ヤンゴン市開発委員会地理情報システム課課長補佐）

（トウン・ミイン・アウン） ミャンマーの研究員全員を代表して、ご来場いただいた皆さまに「ミンガラバー」とミャンマー風にご挨拶申し上げます。今回は、これまでの建設省都市住宅開発局のヤンゴン市の開発に関する施策についてご説明します。

まず、ヤンゴン市の変遷とそこにおける土地管理の変遷をご説明します。1852年にヤンゴン市はバゴー地区の一部となり、ヤンゴン市の土地は全て政府の所有となりました。1853年に、現在はヤンゴンといわれている都市の開発が始まりました。当時のヤンゴンはボージョーアウンサンロード、カナーロード、テインピューロード、そしてランマドーロードの間にある区域でした。当時の面積は0.8平方マイル（2.07平方キロメートル）です。その範囲にある土地はMyay-Baing-Myay（フリーホールド）として販売されましたが、1872年に通達が発せられると、フリーホールドとしての土地の販売は中止され、リースとして使用させることになりました。1876年にヤンゴン市は東方向と北方向に拡張しました。当時のヤンゴン市の面積は11平方マイル（28平方キロメートル）です。その拡大されたエリアの土地はリース、もしくはスクワッターとして貸与されました。

1914年には、英国植民地政府は、ヤンゴン市だけでなく、ミャンマー国内における都市開発を実施するためにTown Planning Committee（都市計画委員会）を設立しました。また、ヤンゴン市はさらに拡張する可能性があったので、ヤンゴン市郊外を郊外地区に指定しました。1921年には、さらなるヤンゴン市の拡張を目指し、シュエダゴン・パゴダを中心とした都市計画が策定されました。当時のヤンゴン市の面積は33.38平方マイル（86.45平方キロメートル）です。

1920年には、Rangoon Development Trust（ヤンゴン市開発局）が設立されました。Rangoon Development Trustの業務は都市区域の拡張と土地整備で、都市開発はRangoon Municipal Boardの担当でした。1958年には、南オカラッパ、北オカラッパ、タケタ地区がつくられ、1962年には、郊外地区がヤンゴン市の管轄下に併合されました。1964年には、北方向ではミンガラドンまで、南方向ではダラとタウチャンまで拡大されました。1965年に、トゥウンナ地区がつくられ、1973年には、ヤンゴン市は27の区で構成されるようになりました。1985年にシェピタ、南ダゴン、ラインタヤが整備され、1988年以降はダゴン郡区、シェピタ郡区、ラインタヤ郡区、Shwe Paw Kyun郡区が建設されました。現在のヤンゴン市の管轄は306平方マイル（792平方キロメートル）です。

4ページの地図には、ヤンゴン市の拡張の過程が示されています。先ほどご説明したとおり、ヤンゴン市は拡大してきました。

土地管理を担当する役所として、現在、ネピドー、ヤンゴン、マンダレーにはCity Development Committeeが組織されており、土地整備、区画整理、都市開発をこの機関が担っています。私たち都市住宅開発局はヤンゴン市の都市開発を担ってきました。ヤンゴン、マンダレー、ネピドー以外の土地については、総務局及び農業畜産灌漑省の農地管理統計局が開発と整備を行っています。政府所有地と都市の管轄・管理を総務局が行い、土地台帳の管理は農地管理統計局が行いま

す。

都市住宅開発局に関する法律をお示しします。ヤンゴン市の土地の管理・開発は、1920年のRangoon Development Trust Act、1922年のRangoon Development Trust, Land Ruleに基づいて行っています。また、われわれ当局に主に関係する法律として、1951年のNational Rehabilitation and Town and Country Development Board Actがあり、この管轄は全国土に及びます。さらに関係する法律として、1898年のLower Burma Town and Village Lands Act、1876年のLower Burma Land and Revenue Actがあります。

続いて、都市住宅開発局による都市開発の現況についてご説明します。私たちの管轄にある土地について都市開発計画を立て、それを実行し、地図を作成して、その地図にある区画に関する権利書を発行します。

土地の所有に関する権利書の発行ですが、私たちはRangoon Development Trust Actに基づき、住居用、工業用、それ以外用にLease Certificateを発行します。また、住宅の建設のためにはLiving Permitも発行します。1951年には、政府所有地を私たちの方に移管する、あるいは私たちの所有地を政府に移管することができるようになりました。国土の土地管理については、政府の指示により私たちが行政を行っています。

私たちの業務についてご説明すると、関係する部署は二つあって、土地管理部と測量土地記録部です。土地管理部は権利書を発行する部署で、測量土地記録部はそれを記録する部署です。

10ページに土地の権利の種類をお示ししています。フリーホールド（Freehold land）は1852から1873年に開発されたヤンゴンの都市区域内にしかありません。この区域以外の土地についてはリース契約書を発行します。リース期間は60から90年となっています。もう一つの土地の権利として、グラント（Grant）を挙げたいと思います。これは宗教用地、もしくは国家機関が使用する土地に発行されているもので、期間は設けられておらず、地代も徴収しません。スクワッター（Squatter）は2回目のヤンゴンの都市の拡張に伴い生じた権利ですが、現在はあまり使用されていません。ミャンマー語でBobabaingというLandholder's rightがある土地は、ヤンゴン市郊外のヤンゴン市開発委員会の管区で見られます。

ライセンス地（Licensed land）ですが、最初にこのライセンスが発行されたのは、ヤンゴン市郊外のヤンゴン市開発委員会の管轄区にある土地です。現在はニュータウンといわれるような土地についても、ライセンスが発行されています。また、ヤンゴン市郊外のヤンゴン市開発委員会の管轄下にある土地にはA-village landと呼ばれるものがありますが、これは農地ではありません。このような権利が付属している土地については、リースに関する契約書を発行してもらえるように申請する必要があります。それから3（b）という、用途が農地から宅地に変更された土地があります。農地から宅地への転用については2012年の農地法にも規定があります。そして、許可地（Permit）という形態があります。これは土地法によって権利書が発行されているわけではなく、建設のために権利書が発行されます。

続いて、DUHDが行う土地の管理について、それぞれの部署が行っている業務をお話しします。権利に関する書面の発行は土地管理部が行い、地図の作成と登録簿の記録は測量土地記録部が行います。より詳細に説明すると、土地管理部には土地管理を行う係とそれに関する記録を保管する係があります。土地に関するリース権、コントラクト、もしくはPermitを出した場合は、

それを記録し、記録を保管する部署に通達します。権利に関する書面が発行された全ての土地について、その記録を行うために、また、地代の徴収が可能になるように測量土地記録部に情報を送ります。測量土地記録部には四つの業務があり、測量、記録、名義変更、それに伴うさまざまな書類の保管です。現在、土地の管理はこの四つの帳簿によって行っています。

続いて、都市住宅開発局の権限についてご説明します。私たちが行うのは土地の収用、土地の移譲、土地の利用・使用、都市開発、土地の管理、土地行政です。都市開発を行うに当たり、どのような都市であっても、所定の期間内に建物を建設するように行政指導することができますし、その指導に従わない場合は行政罰を加えることもできます。

16ページに、測量土地記録部が発行する地図の縮尺をお示ししています。これについては資料に詳しく記述されているので、説明は省略します。

先ほど述べたように、さまざまな権利を持つ土地は色分けして記述されています。このような色分けをしている理由は、ある地区の地図を見たときに、その地区にはどのような権利を持つ土地があるのか、また、それがどこに位置しているのかを一目で確認できるようにするためです。

それでは、私たちが現在使用している様式の見本をお見せします。19から20ページがPermitに関する帳簿です。名前ごと、日付ごと、そして地番ごとに分けてあります。また、21ページの帳簿はリース、ライセンス、Permitの地代の徴収に使用するものです。22ページはリースコントラクト、ライセンスの登録簿です。以上の四つの様式を土地の記録に使用しています。

続いて、測量土地記録部が使っている土地の記録簿の様式です。24から25ページは、ヤンゴン市で最初に開発が行われた所にあるフリーホールドの名義変更に使われる登録簿です。また、26ページはTown Land Rollという記録簿です。左側には最初にその土地の権利が与えられた者の情報が載っていて、それ以降に権利の移転が行われた場合は右側に記載されていきます。このTown Land Rollには当事者個人の名義変更についてのみならず、その土地の面積、道路の面積、国有地の面積等も記載されています。28ページは別の様式のTown Land Rollです。右側の青色の部分は、私たちがこのTown Land RollをYCDC（ヤンゴン市開発委員会）に全て移管したときの記録で、両局の当事者がここに署名しています。

29から30ページは、ヤンゴン市郊外において土地の記録を行うときに使っている様式です。Register of Holdings（Register 1-A）と呼ばれているものです。ここには先ほどお見せしたTown Land Rollに記載されている事項と同じ内容が記載されます。ここでは最初の権利者からの権利の移転は右側と左側に分かれるのではなく、上から下に記載されていきます。ここに見本はありませんが、これについても地区の概要を1-Aの他に1-Bという様式を使って記録しています。

31ページは地代の徴収に使う帳簿です。

それでは、ヤンゴン市の土地について私たちが作成したBlock Mapの例をお見せします。ヤンゴン市が初めて開発されたときにできた地区の地図です。ここにはこの地図が最初に作成された都市が記載されています。また、この地図を作成するに当たって、この地区にある地番を特定するために特徴的な点が記載されています。一筆一筆の土地の地積やそれを測るための情報も記載されています。

ここからは1994から1998年に開発を行ったときの記録について説明します。まず、計画地の地図と土地台帳を作成します。次に、当該地に建てられている建物の状況を確認するために現地調

査します。そして、その計画区域内に土地を所有している当事者と交渉して、その土地を政府が買い受けたり、共同で別の土地への移転を促したり、もしくは個々の土地に対する転居先を提供します。また、そこに元から居住していた不法占拠者に対しては、補償金を支払うか、別の代替地を提供するか、もしくは別の場所に集合住宅を造って転居を促します。

41から43ページは先ほどの土地を整備した後の状況です。

続いて、リース契約書の名義変更の作業についてご説明します。名義変更を行う者がその土地の所有者であること、どこが問題の土地かということ、その土地の面積、抵当権等の問題の有無についてCertified Mapを発行します。当該土地に何も問題がなければ、建設省都市住宅開発局がCertified Mapを発行します。また、ここで売買を成立させるためには、買主・売主は税務署に行つて必要な税金を納める必要があります。さらに税金を納めた後は登録局に行つて、その売買契約書の登録を行わなければいけません。契約書を登録した後は、土地管理を行う当局に行つて土地の名義変更を行う必要があります。

名義変更を行うに際して私たちが精査する項目として、まず名義変更を受ける人物はミャンマー国民でなければなりません。これは1987年にミャンマーで制定された不動産の名義変更を制限する法律に基づくものです。また、手続が合っているかどうかについても精査します。さらに、この名義変更に対して第三者から異議申立てができるようにこれを公告し、異議申立てがない場合はリース契約書の名義変更を行います。46ページが土地の記録で、47ページがCertified Mapです。これはいろいろなところで証明書として使用できます。また、地積について紛争が起きた場合は、その地積がどのくらいかという証拠となる書類としてDemarcation Mapを発行します。これは境界に関する紛争があったときのみ使用するわけではなく、当該の土地に建物を建設する許可を申請する場合にもDemarcation Mapを発行してもらい、YCDCに提出する必要があります。

以上で私の発表を終わります。ご清聴ありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。日本人がなかなか見られない書面をたくさん見せていただきました。

続いて、ヤンゴン市開発委員会 (YCDC) 地理情報システム課の課長補佐であるオウン・マー・ミインさんにご講演いただきます。オウン・マー・ミインさん、よろしくお願ひします。

(オウン・マー・ミイン) 皆さま、ミンガラーバー。私はYCDCの地理情報システム課の課長補佐を務めている、オウン・マー・ミインです。私からはYCDCの都市計画及び土地管理部の業務についてご説明します。

1990年の国家法秩序回復評議会の通達11/90 (The State Law and Order Restoration Council Law No.11/90) によって、ヤンゴン市内における土地の管理が建設省都市住宅開発局からYCDCに移管されました。現在、YCDCにおいて、都市計画及び土地管理部は部が二つに分かれています。一つは都市計画部、もう一つは土地管理部です。土地管理部の下に私たち地理情報システム (GIS) (Geographic Information Systems) 課があります。ヤンゴン市開発委員会の下にある33のTownshipは東西南北4つのDistrictに分けられています。Townshipは東のDistrictに7、西のDistrictに10、南のDistrictに9、北のDistrictに7あって、合計で33になります。GIS課は土地の記録簿の入力

・修正、写真によるデータ収集、それから申請があれば土地及び登録の記録の発行を行っています。

2012年12月から、インターネットでホームページを開設しました。登録を市民がオンラインで申請できるようになっています。資料の5ページに、申請するに当たって必要な様式をお示ししています。オンライン申請ができる郡区（ミョーネー）は東と北のDistrictで、7 Townshipずつあります。

GIS課の業務ですが、土地登録簿の内容をデータ入力しています。また、申請があるとMap Reportを発行します。それから1年に2回、地代を徴収します。現在、私たちが使っている帳簿は3368冊、リースに関する帳簿は1137冊あり、合わせて4505冊です。また、Block Mapのシートは1267あります。データの管理は15 Townshipのグループと18 Townshipのグループの二つに分けて、それぞれ外注しています。33 Townshipの地代の徴収は二つの会社に依頼しています。

図の1ページは15 Township向けに行っているオンラインサービスですが、申請を行う際は申請料を支払わなければなりません。申請が行われると、私たちがチェックして、さらに土地管理部で審査が行われます。この審査に通ると、地図を発行することになります。もし情報が足りない場合は当事者に通知し、全ての情報がそろった時点で確認が行われて地図が発行されます。2ページは18 Townshipを対象としたオンラインサービスです。3ページは合計で33 Townshipに対して提供しているサービスを説明したものです。4ページにはGIS課で記録簿を発行するための手順を示しています。

ご清聴ありがとうございました。

（司会） ありがとうございました。それでは、質問の時間を設けたいと思います。会場の皆さまから質問がございましたら、挙手をお願いします。

質疑応答

（会場） トウン・ミイン・アウンさんが説明された資料で、10ページの「Types Of Land Tenure」に土地の種類が書いてあるのですが、この（10）番のLand Holder Certificateは12ページのPermitのことを指していると理解すればいいのでしょうか。

（トウン・ミイン・アウン） Landholder's rightを証書（certificate）として発行しています。そこに含まれるものはミャンマー語でBobabaingと言われる土地、そしてMyay-Baing-Myayと言われる土地です。Landholder's rightと同じです。Permitは土地管理に関する法律に基づいて発行されるものではなく、建物の建設用に発行されるものです。許可された場合は、守らなければならない規則がそのPermitに記載されています。権利の移転や売買は禁止されています。Landholder's rightとPermitは全く違うもので、Landholder's rightの方は名義変更（権利の移転）、売買、相続、贈与等が認められています。また、無期限で占有することができます。さらに地積が狭いものなら、そこに対して地代は徴収しません。

(会場) 念のために確認ですが、それでは(2)番のLandholder's rightと(10)番のLand Holder Certificateは同じことをおっしゃっていると理解すればいいですか。

(タウン・ミイン・アウン) Bobabaingはミャンマー語です。Landholder's rightの意味をくんで、それにできる限り近い意味になるようにミャンマー語ではBobabaingと訳しています。一部の土地についてはLandholder's rightを認めたときにLand Holder Certificateを発行しました。

(会場) 貴重な講演をありがとうございました。質問が2点あります。1点目として、講演の中でLeaseという言葉とLand taxという言葉があったのですが、リースの費用と土地の課税の費用の2種類があるという考え方でよろしいでしょうか。

2点目はLand taxについて、課税するには土地の評価をする必要があると思うのですが、評価はYCDCの方でされているのでしょうか。

(タウン・ミイン・アウン) 1点目の質問ですが、土地のリースについてはRentという形で地代を徴収しています。ミャンマーではLand taxというものは徴収しません。また、リースされた土地についてRentという形で地代を徴収するのは3か月に1回、1年に4回です。1エーカーにつき1万810チャットを徴収します。

2点目の評価については、ヤンゴン市においては国内税務局で評価を行っています。申請があった場合はYCDC、そして都市住宅開発局もしくは農地管理・統計局でも評価します。税務局は毎年年初に土地の評価表を作成します。この評価額が実際の売買価格と近似することは難しい状況です。

(司会) よろしいでしょうか。他に質問がないようでしたら、これにて第1部を終了したいと思います。お二人とも、ありがとうございました。

第2部 パネルディスカッション「ヤンゴンの不動産登録法制の課題について」

モデレーター： 大西 宏道（法務総合研究所国際協力部教官）

パネリスト：テイ・アウン（ミャンマー連邦共和国建設省都市住宅開発局部長）

タウン・ミイン・アウン（ミャンマー連邦共和国建設省都市住宅開発局副部長）

カイン・モー・ニュン（ヤンゴン市開発委員会都市計画及び土地管理部副部長）

小野 伸秋（日本土地家屋調査士会連合会副会長）

渡部 吉俊（法務省大臣官房国際課法務専門官）

(司会) 時間になりましたので、第2部を始めます。第2部では「ヤンゴンの不動産登録法制の課題について」というテーマでパネルディスカッションを行います。

まず、パネリストの方々をご紹介します。ミャンマー連邦共和国建設省都市住宅開発局部長のテイ・アウン様、先ほどご講演いただいたタウン・ミイン・アウン様、ヤンゴン市開発委員会都

市計画及び土地管理部副部長のカイン・モー・ニュン様、日本土地家屋調査士会連合会副会長の小野伸秋様、法務省大臣官房国際課法務専門官の渡部吉俊です。モデレーターは当部教官の大西宏道が務めます。ここからは大西教官、どうぞよろしくをお願いします。

(大西) 法務省法務総合研究所国際協力部教官の大西と申します。日本側の参加者の皆さま、お忙しい中、たくさんの方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。まずは私からの共同研究とセミナーの趣旨説明、パネルディスカッションの構成を説明したいと思います。

私ども法務省法務総合研究所は、最初の所長の挨拶にもありましたとおり、アジア各国に対する法整備支援活動を行っており、ミャンマーに対しても職員を派遣してさまざまな法制度整備支援を行っています。ミャンマーにおいては投資環境整備という観点も含めて、日本企業がビジネスを実施するに当たっての環境の整備にもつながるような制度をミャンマーとして構築できるようにお手伝いしています。

不動産登録法制は申し上げるまでもなく社会の基本的な基盤であって、経済発展の基礎です。この登録法制がしっかりしていることにより、企業をはじめ、経済活動を行う者は安心して投資や経済活動を行うことができるようになります。ひいては、それによって取引・金融活動が活発になって、経済の発展に資するものと理解しています。ミャンマーには現在も土地登録法制があるのですが、複雑な状況があり、ミャンマー政府としてもよりしっかりした制度にしたいと整備を検討しており、日本にも協力を求めています。そこで、日本の法務省は独自に昨年度からミャンマーの建設省やヤンゴン市開発委員会(YCDC)、農業畜産灌漑省、総務局等と協力して共同研究を実施しています。昨年度はミャンマーの土地管理等に関する調査研究を実施しており、その報告書の内容は法務省法務総合研究所国際協力部のホームページに掲載しています。今年度はそれに引き続いて、本日パネリストとしても参加していただいている日本土地家屋調査士会連合会の協力を得て、特にヤンゴンの土地の物理的状況に関する登録、日本で言うところの表示に関する登記、地図、そういった点について調査研究を実施しています。

今回の参加者の皆さまには既にミャンマーに進出して活動されている企業や弁護士の方もいらっしゃると思うので、もしかしたら既にお分りの部分もあったかもしれませんが、私どもが調査研究を実施するに当たっても、ミャンマーの不動産登録法制には分からないことが多いというのが正直なところです。先ほどの建設省とヤンゴン市開発委員会の説明では、ヤンゴンの発展と現在の土地登録法制の状況について大変分かりやすくまとめていただいたと思いますが、実はこの背景にはいろいろと複雑な情勢があるので、初めてミャンマー、ヤンゴンの土地登録法制についてお聞きになる方には分かりにくかったところもあるかもしれません。

パネルディスカッションを始める前に、昨年度からわれわれが調査研究をしている中で私が理解したミャンマーの土地登録法制の概要を前提としてご説明したいと思います。先ほどのご講演にもありましたが、ミャンマーのヤンゴンにおいて土地登録を所管している省庁は幾つもあります。都市部の33 TownshipについてはYCDCが登録事務を行い、それ以外については農業畜産灌漑省農地管理統計局の事務所が事務を行っているという理解をしています。一部、政府が開発している土地については建設省都市住宅開発局が所管しています。これらは、日本と照らし合わせて考えると、日本で言うところの台帳の登録のようなものです。また、日本で言うところの権利に関する

登記として、ミャンマーには契約書などの証書を登録する制度が一方であります。ただし、ほとんどの土地は国の所有地ですから、政府から権限を与えられた登録簿もあるわけです。今回のご講演の多くはその台帳のことについて説明いただいたと理解しています。証書登録については古いイギリス植民地時代からの法律に基づいた登録の仕組みがあり、われわれもその実態はまだ分からない状況なので、今回その話は対象から外しています。

行政機関に備えられている台帳にどのように登録していくのか、それとともに、地図をどのように整備していくのかということについて、現在、日本土地家屋調査士会連合会のご協力も得ながら調査研究を実施しています。その点に関して、今回はせっかくの機会なので、日本の関係者の方にも少しでもヤンゴンの土地登録法制について紹介させていただきたく、このようなセミナーを設けてみました。

このパネルディスカッションでは先ほど説明いただいた内容に加え、いろいろと分からないところが多いので、日本の皆さまにも分かるような形で意見交換させていただいて、少しでもミャンマーの土地登録法制についてご理解いただければ幸いです。

それでは早速、パネルディスカッションを始めたいと思います。パネリストには先ほど講演されたタウン・ミン・アウン様以外に、ミャンマー連邦共和国建設省都市住宅開発局部長のテイ・アウン様とYCDCの都市計画及び土地管理部副部長のカイン・モー・ニュン様がいらっしゃるので、先ほどのご発表に補足していただく形で、それぞれのお立場からご説明を簡単にいただきたいと思います。最初に建設省都市住宅開発局部長のテイ・アウン様、お願いします。

(テイ・アウン) 皆さん、こんにちは。まず、このようなセミナーを開催していただきました法務省及びICCLCの関係者の皆さま、JICA、日本土地家屋調査士会連合会の関係者の皆さま、来場いただきました関係者の皆さまに感謝を申し上げます。

大西教官のご指摘にもありましたが、ミャンマーは発展途上であり、そのために先進国である日本からの支援をさまざまな面で受けています。現在のミャンマーにおける不動産登録法制ですが、土地及び建物の登録にはさまざまな行政機関がこれに関係しています。そのため、今回のミャンマー側の共同研究員にはミャンマー建設省都市住宅開発局から4名、建設省の大臣官房から1名、総務局から1名、農業畜産灌漑省農地管理統計局から1名、ヤンゴン市開発委員会から2名が参加しています。これらの職員はミャンマーにおける土地管理・不動産の登録にある程度関わっている部署から参りました。

ミャンマーではさまざまな行政機関が土地の登録に関わっていますが、今回、日本に共同研究に来て、やはり土地の登録は一つの機関に集約されるべきであると考えています。法務局の下に登記が集約され、それによって国民の権利を保障し、また、経済を促進して日本の国が発展してきたということを発見しました。今回、ミャンマー側の発表は2名で行いましたが、それはヤンゴンの土地管理に関わる行政機関が複数に及ぶからです。

私たち都市住宅開発局は、ヤンゴンの土地整備・都市開発に1920年ごろから携わってきました。そして、その間に私たちの局の名前はさまざまに変化してきました。1990年にはYCDCに関する法律が制定されました。当初、YCDCは土地の管理を行わず、都市の行政にのみ携わっていましたが、1990年に私たち都市住宅開発局からYCDCに土地管理に関する権限が移管されまし

た。それ以降、YCDCがこれを担っています。不動産に関する権限の移転は非常に慎重に、また、時間をかけて行うべきものなので、1992年に最初に行われましたが、1994年、1996年、そして2015年以降にも行われています。現在、私たちはヤンゴン市の土地の権利に関しては5%ほどしか管理していません。

先ほどの副部長の発表にもありましたが、ヤンゴン市は元々狭い地域から拡大していき、ニュータウン等の整備が行われていったわけです。それに際して、土地の収用、土地の区画整備、さらに都市開発について、私たち都市住宅開発局はさまざまな経験をしました。また、私たちの職員には都市開発の専門家や住宅の専門家がいます。そのため、都市住宅開発局は大規模な住宅開発・都市開発のプロジェクトを担っています。例えば韓国とミャンマーでの工業用地の開発ということで、ラインタヤ郡区において600エーカーの土地を開発しています。また、エコ・グリーン・シティ・プロジェクトとあって、ヤンゴンから3マイルのところにある、ヤンゴンからマンダレー高速道路沿いの1500エーカーの土地を開発しています。さらに、ヤンゴンのダゴン郡区ではスマート・ディストリクト・プロジェクトが行われていますし、マンダレーの近くのパイン・オー・ルウィン郡区ではニュー・マンダレー・リゾート・シティ・プロジェクトで約1000エーカー（の土地の開発が予定されています。このような計画の下、国際的な支援を受けながら、現在の需要に合わせて開発を行っている最中です。

今回の共同研究員にも含まれている農業畜産灌漑省及び総務局は、ヤンゴン、マンダレー、ネピドー以外の土地行政に関わっています。

私は2017年に一度、日本に来て研修を受けました。1週間の研修でしたが、不動産の登記や権利について、さまざまな知見を得ることができました。当時もミャンマーの土地行政・土地管理に関わっているさまざまな局から役人が参加しました。国を発展させるためには、不動産登記を適切かつ法に従って実施していく必要があります。法的な整備がなされることによって、投資家の皆さまが安心して投資できる環境を実現することができます。引き続き法務省の支援を受けながら、不動産登記を法に従って実施していけるように努力していきたいと考えています。

皆さま、セミナーにご参加いただきまして、ありがとうございました。これで私からのコメントに代えさせていただきます。

(大西)　ありがとうございました。

それでは、ヤンゴン市開発委員会の発表に関する補足ということで、都市計画及び土地管理部副部長のカイン・モー・ニュン様からお願いします。

(カイン・モー・ニュン)　皆さま、こんにちは。先ほどYCDCのオウン・マー・ミイン課長補佐から説明がありましたが、私から少し補足します。

建設省都市住宅開発局のテイ・アウン部長から既に説明があったので、ミャンマーの土地行政・土地管理については理解いただけたものと思います。YCDCは、1990年以前は市民に対する行政サービスの提供のみを行っていましたが、国家法秩序外部評議会の通達11/90により、ヤンゴン地区について大統領からYCDCに直接の権限が与えられました。私の説明の中ではヤンゴン市開発委員会をYCDC、ヤンゴン地域（管区）政府をYRGと言いますが、2008年の憲法により

YCDCはYRGの管轄下に置かれました。それに伴い、YCDCに関する法律が2013年に改正されました。さらに最近の諸事情を考慮し、YCDCに関する法律は2018年にも改正されました。YCDCの委員については、5名は政府による任命ですが、6名は市民からの選挙による任命となっており、現在、YCDCは2019年3月31日に選挙を実施する予定で準備を進めています。

先ほども説明がありましたが、通達11/90により、都市住宅開発局からYCDCに土地管理に関する権限が移管されました。それ以降はYCDCの下に都市計画及び土地管理部を設け、管理を行っています。ただ、都市計画及び土地管理部を設けたものの、当初は都市計画を行うことができない状況でした。都市計画については、2012年にJICAの支援を受けて都市計画マスタープランを作成し、実施しています。そのために都市計画及び土地管理部の下には二つの課が設けられています。都市計画課及び土地管理課です。

土地管理については土地管理課が担当しています。先ほどもお話がありましたが、四つのDistrictに分けて土地管理を行っており、それに関する情報を集約しているのがGIS課です。土地管理に関する権限が移譲されて以降、私たちは土地管理についてさまざまな課題・問題に直面してきました。2000年以降は全データ化を実施してきて、現在、土地の情報についてはデータベースを構築し、管理を行っています。最初に15 Townshipについて電子化を行い、それを18 Townshipにも拡張したことにより、33のTownship全てについて電子化がされました。YCDCの管轄下にあるTownshipは33で、YRGの管轄下にあるTownshipは45です。YCDCの管轄下でないTownshipが12あります。

2000年以降、電子化を進めてきましたが、現在のように科学技術が発展していなかったため、さまざまな問題に直面しました。境界の確定については、かつて植民地期に使われたような測量図をスキャンしてデジタル化し、情報を記録または登録してきました。また、登録簿もデータベースで管理しており、その登録簿と登録の地図、図面等を関連付けて管理・保管しています。それについてはLand HistoryやLand Reportの発行等を行っています。これらについて少しずつ電子化を進めてきました。ベスマップの整備を進めてきたことで、最初に電子化を行った15 Townshipに比べて18 Townshipの方がより適切に管理を行うことができます。

ただ、実際の土地と地図、私たちの登録簿が完全に一致する状況にはまだ至っていません。現在、地図の作成についてはJICAのプロジェクトでヤンゴンマッピングプロジェクトを行っていますが、このような支援を受けて私たちの土地登録簿にある土地と地図を関連付けることにより、ヤンゴンにある60万の土地と100万軒の建物を管理していくことができると考えています。Block Mapも1300ほどあります。

先ほどのご説明にもありましたが、YRGの管轄地において土地の管理を行っている行政機関は複数あります。各機関はそれぞれが管理する登録簿の正確性、精度の整備に努めています。現在、土地に関するさまざまな紛争が生じていますが、その紛争一つ一つを解決するよりも、その問題の根幹である土地情報の整備を進めていくことがより大切だと考えています。ヤンゴンという土地は経済の首都で、ミャンマーの発展のスピードには非常に速いものがあります。引き続きこの経済のエンジンを回していくためにも、不動産に関する情報の正確性を担保することが重要だと考えています。2016年以降、YRG主導の下、土地管理を行うさまざまな行政機関が集まり、土地管理についてより正確な情報を管理・登録していくための会議を重ねています。

また、先ほどBlock Mapが1300ほどあると言いましたが、データの正確性を担保していくためにも、その基礎となる正確な地図が必要となってきます。そこでYRGに予算を振り当て、地図の作成を行っている最中です。現場の状況を正確に反映した地図を作るために航空写真を使って作業しています。2017年に入札を行い、現在、落札した会社が作業をしている最中ですが、それには三つの作業が含まれます。一つは、YCDCの管轄にある11のTownshipについて精度を高めた航空写真を撮影することです。また、それ以外の22のTownshipについても地上解像度8cmで写真を撮っており、そのうち8 Townshipは地上解像度20cmでも撮影しています。このような作業を通して基準点の作成を国家の測量チームと一緒に進めています。現在、航空写真の撮影は終了しました。この作業は7月に終了します。それを基にRegistration Map、そしてBoundary Mapの作成を引き続き進めていきます。このような作業を進めているので、今回、私も共同研究員に参加しました。この共同研究を通じて、さまざまなヒントを得ることができました。このヒントを基に実施するとともに、実施に当たってはまだまださまざまな課題に直面することとしますので、引き続きご協力をお願いします。

また、先ほどフロアの方から地代の徴収についてご質問がありましたが、YCDCが管轄する主な土地はリースになっており、その地代の徴収は、かつては1年に4回でしたが、現在は1年に2回となっています。徴収にかかる費用、また、徴収をするための事務費用と釣り合わなかったのので、回数を減らしました。

それから、土地の評価はYRGが毎年行っています。それが一般的な評価額ですが、実際に売買する際にはまた別の情報があります。委員会があり、売買が行われる土地もしくはTownshipの状況を勘案して評価を行っています。委員会には総務局や農業畜産灌漑省農地管理統計局が委員として加わっています。

私からのコメントはこれで終わらせていただきます。ご質問があれば、してください。

(大西) ありがとうございます。登録の電子化の経緯と現状、それから地図の整備に関する現在の活動内容について補足いただきました。今のお話の中にあった、登録簿に登録されている土地と地図の結び付きをきちんと整理していかなければいけないという点は、今後のミャンマーの土地登録法制の発展にとって大変重要な観点だと思いました。

(大西) ありがとうございます。それでは日本側のパネリストの方々から、今までのミャンマー側からの発表やこれまでの共同研究の経緯を踏まえて、ミャンマー側に対してご質問等があれば、お願いします。まずは日本土地家屋調査士会連合会の小野副会長、いかがでしょうか。

(小野) まず皆さんがミャンマーのことを聞いて、なぜだろうかと不思議に思うことがいろいろあると思いますが、農地については農業畜産灌漑省の管轄で、台帳があって、地図もその耕作権を表すような地図があります。また、市街地については建設省の関係で、そちらの方は下ビルマ町村土地法などのいろいろな法律がある中で、また別の台帳や地図がそれぞれあるわけです。先ほどのご講演にもBURMA CADASTRAL SURVEYと書かれた地図が出てきましたが、最初のイギリス植民地時代に作った地図だと思えますけれども、そのような地図と台帳を作ってきた

ということで、なぜそれぞれを結び付けて一つの台帳と地図にしないのか、例えば農地から宅地に転用したりするとどうなるのかということ不思議に思っています。

聞きたいことはたくさんあるのですが、まずは水害などで農地が流されてしまうと、耕作物から境界の畦のようなものも全部なくなってしまうと思いますけれども、これを復元するのに測量図のようなものはあるのかということです。

(大西) その点について、ミャンマー側の研究員の方で、パネリスト以外の方でもよいので、ご回答いただける方はお願いします。

(トゥン・ミン・アウン) 最初の質問についてお答えします。1980年以前は、ヤンゴンの土地は都市住宅開発局が、それ以外の土地は総務局及び農業畜産灌漑省の農地管理統計局の方が担当していました。1980年以降はミャンマーを統治した政府の方針に従い、巨大都市になる可能性のある土地については、市開発委員会を設けて、そこに土地管理を行わせることになりました。ミャンマーには都市の土地の他に農地を管轄する行政局、さらには森林を管轄する行政局があります。このようにさまざまな行政機関に分かれて行われている土地行政を一つに集約するために、土地の管理に関するワークショップを2012年以降に開催しています。2012年以降は「One Map Myanmar」と題して、地図を一つに集約しようとする動きもあります。歴代政府の方針に従って土地行政・土地管理の形態が変化しており、今後も変化していく可能性があります。

次の質問については農業畜産灌漑省の農地管理統計局が関係しているので、ウィン・コ・コ (Win Ko Ko) さんにお答えいただきます。

(ウィン・コ・コ) 皆さま、こんにちは。私は農業畜産灌漑省農地管理統計局副部長のウィン・コ・コです。先ほどの質問について、私からお答えします。ミャンマーの土地管理はコモン・ローの制度の下に行われています。地目によって、関係する行政機関にその土地管理が託されています。それを一つに集約するために、2012年に土地の利用に関する方針を策定していますが、この方針に従って完全に実施できているかということ、まだ実験的に実施している段階でしかありません。

2番目の質問についてですが、私たちの役所はヤンゴン、ネピドー、マンダレー以外の市街地と農地を管轄しています。市街地については総務局が権利書等の発行を行っていますが、私たち農地管理統計局が登録簿を管理しています。私たちが管轄する区域は全国に8万2000か所以上あります。都市の地区で私たちの管轄下にあるものは9429地区です。このような地区は、植民地時代にインドの測量チームによって三角測量で求められた公図を利用しています。地目、土地の使用形態によって、さまざまな尺度を利用しています。市街地は64インチ=1マイル、山岳地・棚田等は32インチ=1マイル、平地は16インチ=1マイルです。公図が整備されていると、自然災害が起こったとしても、この公図を基に復元していくことができます。

この8万以上ある地図についてデジタル化整備を進めています。デジタル化にも費用と時間がかかっています。限られた予算の中で、毎年、電子化に向けて作業を進めています。もし可能であれば、ミャンマーにおける公図のデジタル化をぜひご支援いただければと考えています。

(大西) ありがとうございます。小野さんから、今の回答について何かコメントはありますか。

(小野) 今のお話を聞くと、復元が本当にできるのかいろいろと難しいのではないかと感じました。平板測量のような形で復元するような話になってくるので、実際にそこまでうまくできるかどうか疑問に思いましたが、電子基準点を設置しているという話も聞いているので、ぜひ有効に活用していただけたらと思います。

(大西) ありがとうございます。それでは、法務省大臣官房国際課法務専門官の渡部吉俊さんからお願いします。

(渡部) 法務省大臣官房国際課の渡部と申します。今日のご発表・ご説明をありがとうございました。

一つだけ確認させていただきたいのですが、YCDCなり農業畜産灌漑省なりが持っている簿冊・台帳、Land Report、Land Record、地図については、誰でもその役所に行けば、記録を確認したり、証明書をもったりすることができるのでしょうか。また、それと関連して、例えば土地の売買をしようとしたときに、ある土地が誰のものか、あるいは本当にその土地が「これは私の土地だ」と言っている人のものなのかを公的に確認する何らかの手段があるのかを確認させてください。

(カイン・モー・ニョン) 地図にせよ、登録簿にせよ、その土地について売買を行うときには、私たちYCDCでCertified Mapを発行します。その際にはYCDCの方でそれが何のためであるか、例えば売買のためであるのか、所有者を確定するためのものであるのかを確認し、それについてCertified Mapを発行しています。ただ、そのCertified Mapの発行は本人、当事者、もしくは法的にその権利を争っている者しか申請することができません。

(ウィン・コ・コ) 補足させていただきます。ヤンゴンにおける土地の登録については六つのステップがあります。一つ目のステップはCertified Mapを発行することです。ヤンゴン市においてCertified Mapを発行するには、当該土地がYCDCの管轄する土地であればYCDCに、都市住宅開発局の管轄する土地であれば都市住宅開発局に発行してもらわなければなりません。これが最初のステップです。

Certified Mapが発行されたら、次のステップとして、その不動産の評価を行わなければなりません。それはInternal Revenue Departmentが行います。これが二つ目のステップです。Internal Revenue Departmentに印紙税を納めなければなりません。

売買が成立したら、私たち農業畜産灌漑省の方で売買契約書の登録を行う必要があります。そして、Certified Mapが発行されて売買契約書の登録が済んだ時点で、権利の名義変更の手続きを取る必要があります。名義変更を行うためには、この売買契約について異議を申し立てることがで

きる旨の公告を国営の新聞に掲載する必要があります。この全ての手続が終わった後で、Certified Mapを発行してくれる各行政機関に行き、名義変更の手続を取る必要があります。以上、ヤンゴンにおける不動産の名義変更の手続について説明しました。

質疑応答

(大西) 会場の参加者において、何かご質問やご意見等がある方はいらっしゃいますか。いかがでしょうか。

(会場) 本日は貴重なお話をありがとうございます。第1部の発表で、土地の権利の種類を複数ご紹介いただいたのですが、私は今日ここに参加するまで、ミャンマーで外国企業が土地を使おうとするとリースという方法しかなくて、基本的には1年間しか借りられないのだけれども、投資法上の許可を受ければ50年間貸借できるという理解でした。この複数ご紹介いただいた土地の権利ですが、外国企業が借りようとする場合はいずれもリースという形で借りるしかなく、やはり期間制限に服するという事なのではないでしょうか。あるいは、土地の種類によっては直接借りられるようなことがあるのでしょうか。

(テイ・アウン) 外国人が土地を借り受けるためには、管轄する省もしくはミャンマー投資委員会に申請する必要があるかと思います。ミャンマーにおいては外国人に対する土地のリースに関する国の方針があり、その期間は50年間で、その後10年ごとの更新が2回できると理解しています。

(会場) 貴重なお話をありがとうございました。最後の渡部専門官の質問に関連するのですが、土地の登録については、Certified Mapを発行してもらって、売買契約書を登録し、新聞で公告するという流れだったかと思います。仮にこのマップが間違っていたとか、「実はこれは自分の土地だ」ということで、後々そういうことが争いになり得るのか、それとも新聞で公告すれば、そういう問題はなくなる失理解でいいのかを確認させてください。

(カイン・モー・ニユン) 異議がある者は、公告して2週間以内に当該行政局に異議を申立てなければなりません。異議申立てがあった場合は、それを司法的に解決した場合にのみ、Certified Mapがもう一度発行されます。

(会場) もしそこで誰も異議がなかった場合は、仮に3週間後に「これは実は自分のものだ」と言ってきたとしても、その人はもう権利を失うということではよろしいでしょうか。

(カイン・モー・ニユン) そうなります。売買をするためにはCertified Mapを発行する必要がありますが、そのCertified Mapを発行するに当たって、その権利について私たちが調査・精査します。それを地図もしくは登録簿に照らし合わせて、その人に本当に権利があるのかを精査し、

私たちがそれを確認しなければ、Certified Mapは発行されません。

(大西) 時間が迫ってまいりましたので、私の方でまとめたいと思います。ミャンマーの土地登録法制が複雑な状況にあることはもうお分かりかと思いますが、現在、ミャンマー政府の方でより分かりやすくなるように、より簡易にできるように、さらに正確性を持って整備されるように検討を進めている状況です。その課題としては、今までのご質問等からも少しかがえるところはあったかと思いますが、まず物件の特定について、台帳に書かれている土地が実際にどこにあるのかをきちんと分かるようにする必要がありますし、さらに何か災害などで現地の状況が変わってしまったときに、改めて登録上の土地がどこにあるのかを復元できる形を整えるという点について、もっとミャンマーの状況を把握する必要はあると思いますけれども、今後も検討していかなければいけないと思いました。

また、一般の人に公開することによって取引の安全性を図り、また、権利を守ることによって、投資も活発になり、経済の発展に資するということは、土地の登記・登録において重要な目的です。これについては引き続きミャンマー側とも協議しながら、今後について一緒に考えていければと思います。また、公開できる情報と公開しない情報をどのように定義したらいいのかなど、いろいろと問題があって、そう簡単ではないと思いますが、少しずつでも良い方向に向かえばと思います。

今回のセミナーでは、ミャンマー側の関係者の方には日本側のためにできる限り率直かつ具体的にお答えいただいておりますが、ミャンマー政府の代表としてのお答えではなく、あくまでもセミナー参加者としてのお答えであることにご留意いただければと思います。

つたない進行ではありましたが、以上でパネルディスカッションを終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(司会) パネリストの皆さま、モデレーターの大西教官、ありがとうございました。我々は法整備支援を行っていますが、やはり法制度、前提が違う中で相互に理解するというのは、かなり難しいことも多いわけです。それでも進んでいくことに意義があると思っていますので、引き続き国際協力部の活動にご理解とご協力をいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

最後に、公益財団法人国際民商事法センター理事の小杉丈夫様より閉会のご挨拶をいただきます。小杉先生、よろしく申し上げます。

閉会挨拶

小杉 丈夫 (公益財団法人国際民商事法センター理事)

長い時間、大変お疲れさまでした。本日はミャンマーの建設省住宅開発局部長のテイ・アウン様をはじめとする講師及びパネリストの方々に大変熱心なご発表をいただき、また、日本のパネリストの方々にもそれぞれに問題点を出していただきました。その後のフロアからの質問も含め、大変実のある公開セミナーができたのではないかと思います。

私自身も50年前には大阪地裁の行政部に勤務していて、当時はちょうど新幹線が開通した後だったので、新大阪周辺の土地収用・整備の問題や、梅田周辺の土地区画整理など、たくさんの案件が来ていました。そのことを思い出しながら、不動産登記の問題は簡単ではないと改めて思いました。日本も現在、大震災後の公図や所有者不明の問題など、いろいろな新しい問題を抱えているところです。

本日のセミナーではヤンゴンの不動産登録法制の現状、実際の問題点を教えていただきましたが、やはりなかなか複雑だと感じました。役所の権限もいろいろ分かれていますし、その基礎のところには英法やインド法が入っており、そのさらに底のところにはミャンマーの伝統法というか、土着法もあるわけですから、全体の法制度の中で整合性があるように不動産登録法制をつくっていくことはなかなか大変な作業だと思います。このような共同研究という形を取って、まずは事実関係をしっかり把握し、論点をきちんと整理しながら、ミャンマーの方々と一緒に解決方法の一つ一つを考えていくというのが最良の方法ではないかと思います。日本土地家屋調査士会連合会にもご協力いただいて、実践的なところで共同研究が進んでいるというのは大変望ましいことだと思っています。

私は国際民商事法センターという、法務省の法整備支援を民間からサポートする公益財団法人の理事を務めています。この財団の会員は日本の企業と法律事務所です。法務省は法整備支援を一生懸命やっていて、成果も上がっているのですが、広報という面がいささか足りないということで、受益者である日本の企業にその活動をもっとご理解いただき、フィードバックもしていただいて、これからの法整備支援に生かせるような企画を考えてほしいと法務省にお願いしているところです。今回、公開セミナーという形で機会をつくっていただきました。大変ありがたいことだと思っています。まだまだ改善する点はたくさんあるように思いましたが、ぜひこういう機会をつくって、企業や法律事務所といった民間の方々にもオープンにした形で進めていきたいと思っていますので、今後ともご協力・ご支援をよろしくお願いします。本日はどうもありがとうございました。

(司会) 小杉先生、ありがとうございました。これで本日のプログラムを終了します。

公益財団法人国際民商事法センター
〒107-0052 東京都港区赤坂1-3-5 赤坂アピタシオンビル
TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833
E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp
担当 : 北野